

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第9号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
議会の事務局	局長 次長 課長 <u>室長</u> 参事 課長補佐 主幹（庶務又は法制に関する事務を行う主幹に限る。） 副主幹（法制に関する事務を行う副主幹に限る。）	議会の事務局	局長 次長 課長 参事 課長補佐 主幹（庶務又は法制に関する事務を行う主幹に限る。） 副主幹（法制に関する事務を行う副主幹に限る。）
知事の本庁 の事務局	統轄監 部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 防災監 <u>本部長</u> 次長 参事監 医療政策監 局長 <u>筆頭総室長</u> 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。） 行政監察監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長及び農林総合研究所の室長（ <u>技術普及室の室長を除く。</u> ）を除く。） 副局長 <u>副本部長</u> 校長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長（ <u>関西本部観光・情報発信チーム及び販路開拓チーム並びに衛生環境研究所のチーム長を除く。</u> ） 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 筆頭主幹 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに <u>人事企画課及</u>	知事の本庁 の事務局	部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 防災監 次長 参事監 医療政策監 局長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。） 行政監察監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） 副局長 校長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 筆頭主幹 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに <u>人事・評価室及び業務効率化室改革推進担当の主幹に限る。</u> ） 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 副主幹（ <u>総務課施設担当、人事・評価室、給与室、福利厚生室並びに業務効率化室の</u>

		び業務効率推進課改革推進担当の主幹に限る。) 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 副主幹 (総務課庁舎管理担当、人事企画課、福利厚生課及び業務効率推進課改革推進担当の副主幹に限る。) 監察員 主事 (人事企画課の主事で、企画に関する事務を行うものに限る。)
総合事務所		所長 局長 副局長 課長 室長 (心と女性の相談室及び感染症・疾病対策室の室長を除く。) チーム長 参事 医療指導監 館長 課長補佐 主幹 (庶務に関する事務を行う主幹に限る。)
略		
消防学校		校長 副校長
略		
男女共同参画センター		所長 次長
略		
倉吉総合看護専門学校		校長 副校長 教務部長 次長
略		
高等技術専門学校		校長 主幹 (庶務に関する事務を行う主幹に限る。)
略		
会計管理者		会計管理者 局長 課長 室長 課長補佐 主幹 (会計指導課 資金運用・国費担当の主幹に限る。)
教育委員会事務	教育局	局長 次長 学事係長 学事係員 (人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。)

		改革推進担当及び集中化企画担当の副主幹に限る。) 監察員 主事 (人事・評価室及び給与室の主事で、企画に関する事務を行うものに限る。)
総合事務所		所長 局長 副局長 課長 室長 (心と女性の相談室の室長を除く。) チーム長 医療指導監 館長 課長補佐 主幹 (庶務に関する事務を行う主幹に限る。)
略		
消防学校		校長 副校長
東京本部		本部長 副本部長
関西本部		本部長 副本部長 チーム長 (企業立地・産業チームのチーム長に限る。)
名古屋本部		本部長
略		
男女共同参画センター		所長 事務局長 次長
略		
倉吉総合看護専門学校		校長 副校長 次長
略		
高等技術専門学校		校長 総務課長
略		
会計管理者		会計管理者 局長 課長 室長 課長補佐 主幹 (審査出納課の主幹に限る。) 副主幹 (審査出納課の副主幹に限る。)
教育委員会事務	教育局	所長 次長 学事係長 学事係員 (人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。)
	妻木晩田遺跡事務所	所長

務 局 部 教 育 機 関 等	局		
	部	教育センター	所長 次長 課長
	機	図書館	館長 副館長 総務課長
	関	博物館	館長 副館長 課長
		略	
		埋蔵文化財センター	所長 次長
		むきばんだ史跡公園	所長 次長
		略	
略			
備考 略			

務 局 部 教 育 機 関 等	局		
	部	教育センター	所長 次長 総務課長
	機	図書館	館長 副館長
	関	博物館	館長 副館長 総務課長
		略	
		埋蔵文化財センター	所長
		略	
	略		
備考 略			

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。